

就学援助（令和6年10月～令和7年9月分）の申請について

日頃より本校の教育活動に御理解、御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。
さて、本日、全校生徒に「就学援助のお知らせ」（令和6年10月～令和7年9月分）を配付させていただきました。

申請を希望される方は、以下の方法で申請することができます。

【申請方法】

(A) 電子申請をする場合

➔ 下記の市ホームページまたは、「就学援助のお知らせ」に記載の2次元コードから申請を行ってください。 ※「24時間いつでも」「どこでも」申請できる電子申請がおすすめです。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/syugakuenjyo.html>

(B) 書面で申請する場合

➔ 事務職員宛てにお電話ください。申請書をお渡しいたします。事務職員が不在の場合は、他の職員へご伝言ください。（おおむね3営業日を過ぎても申請書が届かない場合は、連絡の行き違いが発生している可能性があります。お手数をおかけいたしますが再度お電話いただきますようお願いいたします。）

➔ 申請書は、上記の市ホームページから御自身でダウンロード・印刷していただくことも可能です。

※現在就学援助の認定を受けられている方へ

継続希望の場合は、今回の申請が必要です。

昨年度までは希望の有無にかかわらず申請書をお渡ししていましたが、今年度からは紙での申請を希望される方にのみ様式をお渡しします。

※新規申し込みをされる方へ

今回の申請は10月以降分です。

令和6年6月～9月までの就学援助も希望される場合は、学校までお電話ください。

以上になります。

申請を希望される方は、令和6年8月30日(金)までに申請を行ってください。

担当 事務職員 石窪 (764-1617)

就学援助は、経済的に困りの世帯に対し、学用品費等の一部を援助する制度です。札幌市が定める要件を満たす世帯が対象となります。就学援助を希望される方は、以下の説明をご覧のうえ、申請してください。

対象となるお子様

○令和6年10月時点で小学校・中学校に在学しているお子様

○令和7年4月に小学校に入学するお子様

義務教育学校前期課程は小学校、義務教育学校後期課程・中等教育学校前期課程は中学校と読み替えてください。

対象となる世帯

札幌市内にお住まいで、次の認定要件1～6のいずれかに該当する世帯(生活保護を受けている世帯は対象外)

認定要件		備考
1	令和5年10月以降生活保護が廃止または停止された。	生活保護を受けていた時と世帯構成が変わっていない場合に限りです。
2	札幌市で児童扶養手当を受給している(A)、または令和5年11月以降に受給したことがある(B)。	(B)は、児童扶養手当を受けていた時と世帯構成等が変わっていない場合に限りです。
3	令和6年度において、高校生以下を除く世帯全員(※1)の市町村民税が非課税または全額免除された。	
4	高校生以下を除く世帯全員分(※1)の令和5年中の所得の合計額が下表の限度額以下だった。 (失業者がいる世帯や医療費が多くかかった世帯は、世帯所得の合計額から一定額を控除できる場合があります。)	
	世帯人数	2人 3人 4人 5人 6人 7人 8人 9人
	所得限度額	186万円 232万円 252万円 288万円 341万円 410万円 480万円 558万円
	給与収入額の目安(※2)	277万円程度 343万円程度 369万円程度 414万円程度 480万円程度 567万円程度 654万円程度 741万円程度
5	令和5年度以降、風水害・地震・火災等の災害により個人事業主等に係る個人事業税が全額免除された。	
6	令和5年度以降、社会福祉協議会から、福祉費のうち生業経費、技能習得関係経費、支度関係経費のいずれかの貸付を受けた。	

(※1)生計維持者が単身赴任等で別居している場合は、居所が異なっても世帯員に含みます。住民票や家計が別の場合であっても、同一住居にお住まいの方は同一世帯員とします。

(※2)収入がある方の人数や金額によって変動する場合があります。あくまでも目安であり、この金額は審査に使用しません。

申請方法

振込口座がわかるもの(通帳やキャッシュカード、ネット銀行の口座情報がわかる画像データ等)をご用意の上、下記のいずれかの方法で申請してください。

① 電子申請

裏面の二次元コードまたは、札幌市公式ホームページ内「就学援助」のページから申請してください。

② 書面申請

お子様が在学する学校(小学校入学予定者は入学予定校)にお申し出いただき、申請書を受領し、必要書類を添付の上、**お子様が在学する学校(小学校入学予定者は入学予定校)へご提出ください。**

※小学校と中学校など複数名のお子様異なる学校に在学する場合、**いずれか1校**に提出してください。

令和6年8月30日(金) までにご申請ください。

(ただし、令和7年4月小学校入学予定のお子様のお子様のみの世帯は **令和7年4月30日(水)**まで)

※上記期限以降も申請は可能ですが、原則として申請月からの認定となるため、期限後に申請をした場合は、支給額が月割になる費目や、支給を受けられない費目があります。

【申請可能期間について】

6/16	6/17	提出期限	8/30	4/30	5/1	受付終了	9/30
紙申請のみ可		電子申請・紙申請どちらでも可			紙申請のみ可		

※離婚や失業等により家計の状況が変化した場合などは、**随時申請**を受け付けています。

※申請内容に疑義があるときや、提出いただいた書類だけでは審査ができないときは、追加の確認や書類提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

援助の内容

令和6年6月時点の内容です。国の基準改定などにより今後変更になる場合があります。

下表は札幌市立学校の場合の支給費目です。国立・私立学校の場合は一部の費目が支給対象外となります。

支給費目	支給を受けられる方(注1)	支給内容(注1)
学用品費等	小・中学生	小1:13,230円/年 小2~6:15,500円/年 中1:25,040円/年 中2~3:27,310円/年 (注2)
生徒会費	中学生	2,340円/年(注2)
宿泊校外活動費	認定期間に、出発日が属する月が含まれて	交通費・見学料相当額
修学旅行費	おり、行事に参加した方	実費相当額(一部対象外となる経費あり)
体育実技用具	小1・小4・中1 (対象となる授業の実施があり、助成時期までに認定された方)	(小学校) スキー用具の現物給付 (中学校) スキー用具又は柔道衣の現物給付
新入学児童生徒学用品費 (入学準備金)	令和7年4月に小学校に入学する方 (認定期間に令和7年4月を含む方に限る)	小学校入学準備金:57,060円/人
	令和7年4月に中学校に入学する方 (認定期間に令和7年3月を含む方に限る)	中学校入学準備金:63,000円/人
通学費 夏季:4~10月 冬季:11~3月	片道の通学距離が 夏季:小学生4km以上、中学生6km以上 冬季:小学生2km以上、中学生3km以上 となる方(合理的・経済的な経路に限る) ※中等教育学校在学の方は支給対象外です。	公共交通機関の利用額 ※他制度で通学交通費助成を受けられない場合に限り支給を受けられます。 ※公共交通機関利用日数が授業実施日数の6割未満の場合は支給を受けられません。
給食費	小・中学生	認定を受けている期間中の給食費が無料
学校病医療費	小・中学生で、 トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病(虫卵保有含む)の治療を受ける方	医療費自己負担額が無料(左記疾病の分のみ) ※受診前に学校から医療券の交付を受け、受診時に医療機関に持参する必要があります。 ※持参せず受診した場合や、医療券を使用できない医療機関を受診した場合は支給対象外です。
災害共済掛金	小・中学生で、5月1日時点で認定された方	日本スポーツ振興センター共済掛金が無料

注1 本表には各支給費目の概略を記載しています。詳細については対象となる方に別途お知らせします。

注2 学用品費等・生徒会費の金額は年額です。令和6年11月以降に認定を受けた方への支給額は月割りとなります。

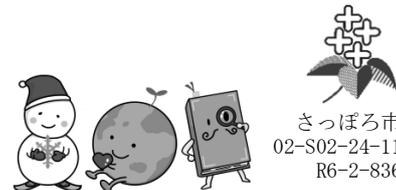
お問い合わせ

就学援助の申請に関するご相談、申請書の交付・提出等については学校に、電子申請については、下記札幌市教育委員会の担当部署にお問い合わせください。

就学援助制度については、札幌市ホームページでもご案内しています。
電子申請ページ、申請書の印刷用データへのリンクもこちらに掲載しています。

札幌市 就学援助

検索



さっぽろ市
02-S02-24-1139
R6-2-836